

平成 24 年 5 月 23 日

会 員 各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 3 号

品川シーサイド楽天タワー内

一般社団法人 e ビジネス推進連合会

会長 三木谷 浩史

臨 時 総 会 招 集 ご 通 知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当法人総会を下記のとおり開催いたしますことをここにご通知いたします。万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご欠席の場合には、代理人によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の総会参考資料をご検討のうえ、同封の委任状に必要事項をご記入、押印の上、平成 24 年 5 月 31 日（木曜日）正午までに事務局に到着するように郵送もしくはファクシミリにてご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 平成 24 年 6 月 1 日（金曜日） 午後 5 時 30 分
- 場 所 〒153-0013 東京都渋谷区恵比寿 4-20-3
恵比寿ガーデンプレイスタワー4 階 SPACE6 A-1 会議室
- 目 的 事 項
決議事項
第 1 号議案 定款変更の件
- 招集にあたっての決定事項
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する会員に委任するに限られます。なお、代理人は 1 名とさせていただきます。

以 上

総会参考資料に修正が生じた場合は、当法人 Web サイト (<http://jeba.jp/>) に掲載させていただきます。

決議事項

第1号議案 定款変更の件

2年間、eビジネス推進連合会という名称に記されるとおりeビジネスの推進を核に活動してまいりましたが、日本のさらなる発展、国際競争力の確保を目指し活動していくにあたり、eビジネスを含む新産業全体を推進する必要があると考えております。

従いまして、団体の新名称を「新経済連盟」と変更させていただくことをご提案いたします。また、会員の皆様よりご意見を聞かせていただく機会を増やすため、また団体活動をより積極的に行っていくために会議体の変更をご提案します。

大きな変更点は、幹事を新たにつくらせていただく点となります。

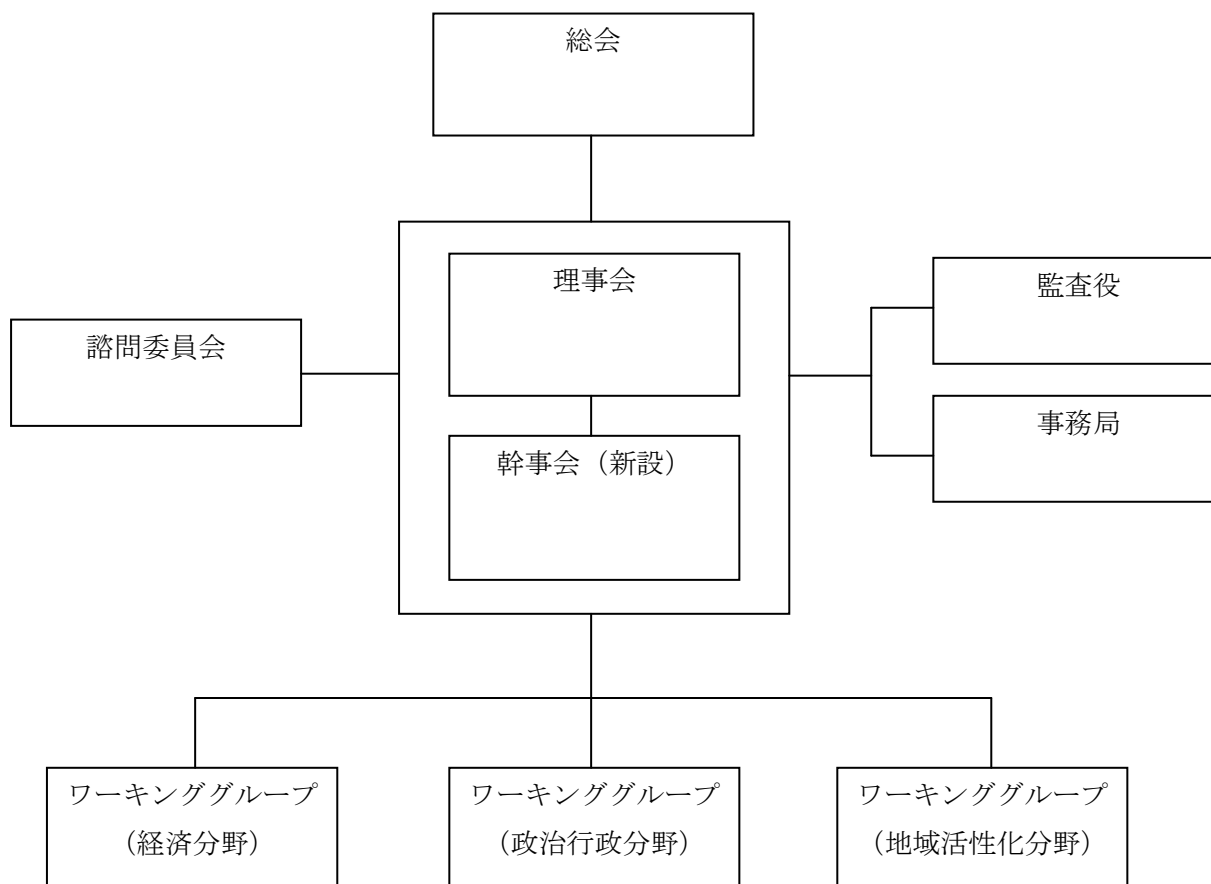
これに伴いまして、従来の役員の名称は以下のように変更としております。

<役員の名称変更>

- 会長 ⇒ 代表理事
- 幹事 ⇒ 理事
- 監事 ⇒ 監査役
- (新設) 幹事

上記により、別表の通り、定款を変更したいと存じます。

<組織構成>



<主な変更点>

改定後（平成 24 年 6 月 1 日～）	現行（～平成 24 年 5 月 31 日）
<p>(名称) 第 1 条 当法人は、一般社団法人 新経済連盟と称し、英文では、Japan Association of New Economy（略称「JANE」と表記する。</p>	<p>(名称) 第 1 条 当法人は、一般社団法人 e ビジネス推進連合会と称し、英文では、Japan e-Business Association（略称「JeBA」と表記する。</p>
<p>(目的及び事業) 第 3 条 当法人は、e ビジネス、IT ビジネスをはじめとした様々な新産業の発展を通じ、国政の健全な運営、地域社会の健全な発展に資することを目的とし、また、新産業の公正かつ自由な経済活動の確保、促進及びその活性化による国民生活の安定向上に寄与することを目的として、次の事業を行う。 (1) 会員を対象とした交流会、フォーラムの開催 (2) e ビジネス、IT ビジネス、その他新産業に関連した各種調査・研究及びレポート作成並びに公開 (3) 先進事例、優良サービス等の助成・表彰 (4) 会員を対象とした専門窓口の設置と専門家の紹介 (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業</p>	<p>(目的及び事業) 第 3 条 当法人は、e ビジネス、IT ビジネスを通じ、国政の健全な運営、地域社会の健全な発展に資することを目的とし、また、e ビジネス、IT ビジネスの公正かつ自由な経済活動の確保、促進及びその活性化による国民生活の安定向上に寄与することを目的として、次の事業を行う。 1. 会員を対象とした交流会、フォーラムの開催 2. e ビジネス、IT ビジネスに関連した各種調査・研究及びレポート作成並びに公開 3. 先進事例、優良サービス等の助成・表彰 4. 会員を対象とした専門窓口の設置と専門家の紹介 5. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業</p>
<p>(機関の設置) 第 5 条 当法人は、理事会及び監査役を置く。</p>	<p>(機関の設置) 第 5 条 当法人は、幹事会及び監事を置く。</p>
<p>(議長) 第 21 条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。</p>	<p>(議長) 第 21 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故若しくは支障があるときは、当該総会において議長を選出する。</p>
<p>(役員の設定) 第 26 条 当法人に、次の役員を置く。 理事 3名以上10名以内 監査役 1名以上3名以内 2 理事のうち、1名を代表理事とする。 3 第1項の監査役をもって一般社団法人法上の監事とする。</p>	<p>(役員の設定) 第 26 条 当法人に、次の役員を置く。この場合、幹事をもって一般社団法人法上の理事とする。 幹事 3名以上10名以内 監事 1名以上3名以内 2 幹事のうち、1名を会長、1名を副会長とする。この場合、会長をもって一般社団法人法上の代表理事とする。</p>

<p>(権限) 第37条 理事会は、次の職務を行う。 (1) 当法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務執行の監督 (3) 代表理事の選定及び解職 (4) 幹事の選任及び解職</p>	<p>(権限) 第37条 幹事会は、次の職務を行う。 (1) 当法人の業務執行の決定 (2) 幹事の職務執行の監督 (3) 会長及び副会長の選定及び解職</p>
<p>(理事会への報告) 第38条 代表理事及び理事会の決議によって当法人の業務を執行する理事と選定されたものは、毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(決議) 第42条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。</p>	<p>(決議) 第41条 幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する幹事を除く幹事の全員一致をもって行う。</p>
<p>第6章 幹事会</p>	<p>(新設)</p>
<p>(幹事) 第45条 当法人は、幹事を置くことができる。 2 幹事は、一般会員である法人の代表者又は個人事業主の中から理事会が任免する。 3 幹事に関し、その他必要な事項は、理事会において別に定める内容による。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(幹事会) 第46条 当法人は、幹事会を置くことができる。 2 幹事会は、すべての幹事及び代表理事、理事によって構成され、当法人の事業における活動内容及び運営に関する事項を協議する。 3 幹事会の運営に関し、その他必要な事項は、理事会において別に定める内容による。</p>	<p>(新設)</p>

<呼称変更等に基づくその他の変更点>

改定後（平成 24 年 6 月 1 日～）	現行（～平成 24 年 5 月 31 日）
<p>(入会)</p> <p>第 7 条 当法人の会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。</p> <p>2 現行どおり</p> <p>3 現行どおり</p> <p>4 当法人の定款第 5 0 条で定める事業年度（以下「事業年度」という）の途中で、既に入会した会員がその会員種類区分を変更することは認めない。既に取得した区分と異なる種類区分にて入会を希望する会員は、新たに取得することになる当該種類区分における入会金及び会費を、事業年度内のどの時点において入会したかに関わらず当法人に改めて納入したのち、既に取得した区分の退会手続きを行うものとする。</p>	<p>(入会)</p> <p>第 7 条 当法人の会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、幹事会の承認を得るものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 当法人の定款第 4 7 条で定める事業年度（以下「事業年度」という）の途中で、既に入会した会員がその会員種類区分を変更することは認めない。既に取得した区分と異なる種類区分にて入会を希望する会員は、新たに取得することになる当該種類区分における入会金及び会費を、事業年度内のどの時点において入会したかに関わらず当法人に改めて納入したのち、既に取得した区分の退会手続きを行うものとする。</p>
<p>(入会金及び会費)</p> <p>第 8 条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、理事会で定める入会金及び会費を理事会で定める期限までに支払う義務を負う。</p>	<p>(入会金及び会費)</p> <p>第 8 条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、幹事会で定める入会金及び会費を幹事会で定める期限までに支払う義務を負う。</p>
<p>(除名)</p> <p>第 1 0 条 現行どおり</p> <p>(1) 当法人の定款又は別途理事会で定める会員規約その他諸規定に対する重大な違反が生じた場合</p> <p>(2) 現行どおり</p> <p>(3) 理事会で別途定める会員規約上の禁止行為に該当する行為をしたと当法人が認めた場合</p> <p>(4) 現行どおり</p> <p>(5) 現行どおり</p> <p>2 現行どおり</p>	<p>(除名)</p> <p>第 1 0 条 省略</p> <p>(1) 当法人の定款又は別途幹事会で定める会員規約その他諸規定に対する重大な違反が生じた場合</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 幹事会で別途定める会員規約上の禁止行為に該当する行為をしたと当法人が認めた場合</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>2 省略</p>
<p>(権限)</p> <p>第 1 7 条 現行どおり</p> <p>(1) 現行どおり</p> <p>(2) 理事及び監査役の選任又は解任</p> <p>(3) 理事及び監査役の報酬等の額</p> <p>(4) 現行どおり</p> <p>(5) 現行どおり</p> <p>(6) 現行どおり</p> <p>(7) 現行どおり</p>	<p>(権限)</p> <p>第 1 7 条 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 幹事及び監事の選任又は解任</p> <p>(3) 幹事及び監事の報酬等の額</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p>

<p>(招集)</p> <p>第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、その者に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。</p> <p>2 一般会員は、総一般会員の10分の1以上の議決権をもって、代表理事に対し、総会の目的たる事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p>	<p>(招集)</p> <p>第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、幹事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、その者に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ幹事会において定めた順位により、他の幹事がこれに代わるものとする。</p> <p>2 一般会員は、総一般会員の10分の1以上の議決権をもって、会長に対し、総会の目的たる事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p>
<p>(決議)</p> <p>第22条 現行どおり</p> <p>2 現行どおり</p> <p>(1) 現行どおり</p> <p>(2) 理事及び監査役の解任</p> <p>(3) 現行どおり</p> <p>(4) 現行どおり</p> <p>(5) 現行どおり</p>	<p>(決議)</p> <p>第22条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 幹事及び監事の解任</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p>
<p>(総会の決議の省略)</p> <p>第23条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は一般会員から提案があった場合において、その提案に一般会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(総会の決議の省略)</p> <p>第23条 総会の決議の目的たる事項について、幹事又は一般会員から提案があった場合において、その提案に一般会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(役員を選任)</p> <p>第27条 現行どおり</p> <p>2 代表理事は、理事の中から理事会の決議によって選定する。</p>	<p>(役員を選任)</p> <p>第27条 省略</p> <p>2 会長及び副会長は、幹事の互選とする。</p>
<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。</p>	<p>(幹事の職務及び権限)</p> <p>第28条 幹事は、幹事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。</p>
<p>(監査役の職務及び権限)</p> <p>第29条 監査役は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監査役は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	<p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第29条 監事は、幹事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、幹事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>

<p>(役員任期) 第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>2 監査役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監査役の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。</p> <p>4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期が満了する時までとする。</p> <p>5 現行どおり</p>	<p>(役員任期) 第30条 幹事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>3 補欠として選任された幹事又は監事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。</p> <p>4 増員により選任された幹事の任期は、他の在任幹事の任期が満了する時までとする。</p> <p>5 省略</p>
<p>(取引の制限) 第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 現行どおり</p> <p>(2) 現行どおり</p> <p>(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引</p>	<p>(取引の制限) 第33条 幹事が次に掲げる取引をしようとする場合は、幹事会において、その取引について重要な事実を開示し、幹事会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 当法人がその幹事の債務を保証することその他幹事以外の者との間における当法人とその幹事との利益が相反する取引</p>
<p>(役員等の責任の免除) 第34条 当法人は、一般社団法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事(理事であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当法人は、一般社団法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(役員等の責任の免除) 第34条 当法人は、一般社団法人法第114条の規定により、幹事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する幹事(幹事であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当法人は、一般社団法人法第114条の規定により、幹事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事(監事であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p>
<p>(外部役員等の責任限定契約) 第35条 当法人は、一般社団法人法第115条の規定により、外部理事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>2 当法人は、一般社団法人法第115条の規定により、外部監査役との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(外部役員等の責任限定契約) 第35条 当法人は、一般社団法人法第115条の規定により、外部幹事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>2 当法人は、一般社団法人法第115条の規定により、外部監事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>

第5章 理事会	第5章 幹事会
(構成) 第36条 理事会 は、すべての 理事 をもって構成する。	(構成) 第36条 幹事会は、すべての幹事をもって構成する。
(招集) 第39条 理事会 は、 代表理事 が招集する。 2 理事会 の招集は、当該 理事会 の日の5日前までに、各 理事 及び 監査役 に対してその通知を発しなければならない。 3 理事 及び 監査役 は、 代表理事 に対し、 理事会 の招集を請求することができる。 4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を 理事会 の日とする 理事会 の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした 理事 及び 監査役 は、 理事会 を招集することができる。 5 代表理事 に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ 理事会 において定めた順位により、他の 理事 が 理事会 を招集する。	(招集) 第38条 幹事会は、会長が招集する。 2 幹事会の招集は、当該幹事会の日の5日前までに、各幹事及び監事に対してその通知を発しなければならない。 3 幹事及び監事は、会長に対し、幹事会の招集を請求することができる。 4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を幹事会の日とする幹事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした幹事及び監事は、幹事会を招集することができる。 5 会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ幹事会において定めた順位により、他の幹事が幹事会を招集する。
(招集手続の省略) 第40条 理事会 は、 理事 及び 監査役 の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。	(招集手続の省略) 第39条 幹事会は、幹事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。
(議長) 第41条 理事会 の議長は、 代表理事 がこれに当たる。 代表理事 に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ 理事会 において定めた順位により、他の 理事 がこれに代わるものとする。	(議長) 第40条 幹事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ幹事会において定めた順位により、他の幹事がこれに代わるものとする。
(理事会 の決議の省略) 第43条 理事 が 理事会 の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる 理事 の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき (監査役 が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の 理事会 の決議があったものとみなす。	(幹事会の決議の省略) 第42条 幹事が幹事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる幹事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき (監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の幹事会の決議があったものとみなす。
(議事録) 第44条 理事会 の議事については、法令で定めるところにより書面若しくは電磁的記録をもって議事録を作成し、 理事会 の日から10年間その主たる事務所に備え置く。	(議事録) 第43条 幹事会の議事については、法令で定めるところにより書面若しくは電磁的記録をもって議事録を作成し、幹事会の日から10年間その主たる事務所に備え置く。
第7章 基金	第6章 基金
(基金の募集) 第47条 現行どおり 2 基金の募集、割り当て及び払い込み等の手続きについては、 理事会 が決定する。	(基金の募集) 第44条 省略 2 基金の募集、割り当て及び払い込み等の手続きについては、幹事会が決定する。

<p>(基金の拠出者の権利に関する規定)</p> <p>第48条 現行どおり</p> <p>2 現行どおり</p> <p>3 現行どおり</p> <p>4 基金の拠出者は、基金の返還に係る債権を理事会の承認なしに他に譲渡し又は担保に供してはならない。</p>	<p>(基金の拠出者の権利に関する規定)</p> <p>第45条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 基金の拠出者は、基金の返還に係る債権を幹事会の承認なしに他に譲渡し又は担保に供してはならない。</p>
<p>(基金の返還手続き)</p> <p>第49条 現行どおり</p>	<p>(基金の返還手続き)</p> <p>第46条 省略</p>
<p>第8章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第50条 現行どおり</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第47条 省略</p>
<p>(剰余金)</p> <p>第51条 現行どおり</p>	<p>(剰余金)</p> <p>第48条 省略</p>
<p>(事業報告及び収支決算)</p> <p>第52条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監査役の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し又は提供しなければならない。</p> <p>2 事業報告については、代表理事がその内容を定時総会に報告しなければならない。</p>	<p>(事業報告及び収支決算)</p> <p>第49条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、幹事会の承認を経て、定時総会に提出し又は提供しなければならない。</p> <p>2 事業報告については、会長がその内容を定時総会に報告しなければならない。</p>
<p>第9章 事 務 局</p>	<p>第8章 事 務 局</p>
<p>(事務局)</p> <p>第53条 現行どおり</p> <p>2 事務局に、事務局長及び必要な職員を置き、理事会が任免する。</p> <p>3 事務局職制は、理事会の承認を経て、事務局長が定める。</p> <p>4 現行どおり</p> <p>5 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会が決定する。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第50条 省略</p> <p>2 事務局に、事務局長及び必要な職員を置き、幹事会が任免する。</p> <p>3 事務局職制は、幹事会の承認を経て、事務局長が定める。</p> <p>4 省略</p> <p>5 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、幹事会が決定する。</p>
<p>(帳簿及び書類)</p> <p>第54条 現行どおり</p> <p>(1) 現行どおり</p> <p>(2) 現行どおり</p> <p>(3) 理事、監査役その他職員の名簿及び履歴書</p> <p>(4) 現行どおり</p> <p>(5) 現行どおり</p> <p>(6) 現行どおり</p> <p>(7) 現行どおり</p> <p>(8) 現行どおり</p>	<p>(帳簿及び書類)</p> <p>第51条 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 幹事、監事その他職員の名簿及び履歴書</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p>
<p>第10章 定款の変更及び解散</p>	<p>第9章 定款の変更及び解散</p>
<p>(定款の変更)</p> <p>第55条 現行どおり</p>	<p>(定款の変更)</p> <p>第52条 省略</p>
<p>(解散)</p> <p>第56条 現行どおり</p>	<p>(解散)</p> <p>第53条 省略</p>

(残余財産の帰属) 第57条 現行どおり	(残余財産の帰属) 第54条 省略
第11章 附 則	第10章 附 則
(最初の事業年度) 第58条 現行どおり	(最初の事業年度) 第55条 省略
(会員規約その他諸規定及び法令の準拠) 第59条 会員の入退会及び権利義務等本 定款に定めのない事項は、別途 理事会 で定 める会員規約その他諸規定、一般社団法人 法及びその他の法令に従う。	(会員規約その他諸規定及び法令の準拠) 第56条 会員の入退会及び権利義務等本 定款に定めのない事項は、別途幹事会で定 める会員規約その他諸規定、一般社団法人 法及びその他の法令に従う。

以 上